

## 令和7年度入札契約制度について

岐阜市では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年2月施行）や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月施行）などの関係法令に基づき、「公正な競争の促進」、「公共工事等の品質の確保」、「優良業者の育成」、「不良不適格業者の排除」、「談合等不正行為の防止」の諸課題に対処するため、毎年度入札契約制度の検証を行い、それぞれ必要な制度見直しを実施してきました。

さらに、「岐阜市公契約条例」が制定され、地域の安全・安心の維持に貢献する事業者の活用及び育成を継続しつつ、入札契約制度における競争性・透明性・公正性の確保及び労働者の労働環境のための対策を市と事業者の責務として定め、市及び事業者が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図っていくこととし、制度の必要な見直しを行いました。

### 建設工事

- 1 一般競争入札
- 2 総合評価落札方式
- 3 低入札価格調査制度等 **(変更)**
- 4 予定価格等の公表
- 5 入札参加資格審査にかかる主観的事項審査項目の見直し **(変更)**
- 6 建設工事に配置する技術者の取扱い
  - (1) 建設工事に配置する技術者の要件緩和 **(変更)**
  - (2) 余裕期間制度の実施
- 7 その他
  - (1) 前払金制度
  - (2) 工事費内訳書の提出 **(変更)**
  - (3) 建設業者の社会保険等未加入対策
  - (4) 発注見通しの公表

### 委託業務

- 8 一般競争入札の拡大 **(変更)**
- 9 低入札価格調査制度等
  - (1) 低入札価格調査制度 **(変更)**
  - (2) 最低制限価格制度
- 10 その他
  - (1) 岐阜市公契約条例における労働環境の確認
  - (2) 前払金制度
  - (3) 予定価格等の公表
  - (4) 発注見通しの公表

### 物品調達

- 11 一般競争入札

### 共通

- 12 少額随意契約の基準額等の見直し **(変更)**

## 建設工事

### 1 一般競争入札

競争性・透明性の高い一般競争入札を適切に活用するとともに、地域に貢献する建設業者の育成を図ります。

(1) 「土木一式工事」、「舗装工事」については、設計金額 3,000 万円以上で実施します。

(2) その他の工種は、設計金額 1,500 万円以上で実施します。

一般競争入札の事後審査において、該当工事の施工能力を有しているか確認するため、元請施工実績の提出を求めています。原則、工事实績情報サービス（コリンズ）で登録されている官公庁等発注の公共工事のみを認めています。

ただし、公共工事の施工実績だけでは過去の実績が少ないと判断される案件については、入札参加者が限られ競争性が担保されないおそれがあるため、公共工事の元請施工実績に限定しないこととします。

### 2 総合評価落札方式

公共工事の品質を確保するため、総合評価落札方式を適切に活用します。

(1) 一般競争入札のみを対象とします。

(2) 設計金額 1 億円以上については、原則すべてを対象とします。

方式は、標準型又は簡易型を原則としますが、技術的工夫の余地が小さい場合は、特別簡易型で実施します。

(3) 設計金額 1 億円未満については、下記のとおり特別簡易型又はチャレンジ型で実施<sup>※1</sup>します。

① 5,000 万円以上については、原則すべてを対象として特別簡易型又はチャレンジ型で実施します。

② 2,500 万円以上 5,000 万円未満については、技術者の経験等を特に必要とする場合は特別簡易型で実施することがあります。

(4) 落札者決定までに要する期間の短縮のため、事務の効率化を図ると共に、引き続き自己審査方式（チェックシート方式）による技術提案書、入札参加資格確認申告書、技術提案書内容確認申告書及び申告書に添付する資料について、電子データによる提出が出来ることとし、提出方法の簡素化による入札参加者の負担軽減を図ります。

(5) 地域貢献について継続して評価に対応していきます。

※1 ただし、技術的工夫の余地が大きい場合は簡易型で実施

### 3 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（変更）

建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展できるよう、適正な施工の確保とともに、ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に運用しています。

競争入札において、**最低制限価格制度の対象**とする建設工事の予定価格は、**130 万円以上 5,000 万円未満**としていますが、**地方自治法施行令改正**に伴い、**少額随意契約<sup>※2</sup>の基準額を見直した**ことにより、**200 万円超**から 5,000 万円未満に見直します。（少額随意契約の詳細は P. 14 を参照）【令和 7 年 4 月 1 日以降から適用】

また、岐阜市公契約条例に基づき、公契約条例の市の責務でもある、下請けを含めた適正な労働環境の確保のため、低入札価格調査を経て契約を締結した事業者に対して引き続き労働環境の確認を行うとともに、低入札価格調査の際に、調査対象者が入札金額等において、法定福利費を適正に確保（下請を含む）しているか調査します。

なお、低入札価格調査時に特に留意いただく事項は次のとおりです。

- ・調査対象者の経営状況を適正に判断するため、調査対象者から、経営状況を確認するための書類として、直近2年分の財務諸表の提出を求めます。
- ・調査時に提出する設計図書の全ての項目について積算した内訳書、下請企業に発注する予定がある場合には、下請けと見積書などにおいて法定福利費を明示してください。

※2 予定価格が少額であるため、契約事務の簡素化の観点から競争入札の方法によらずに複数の者から見積書を徴する、いわゆる「見積合わせ」を指します。

### (1) 低入札価格調査制度

#### 調査基準

##### I 対象金額

- 1 予定価格 5,000 万円以上

##### II 対象工事及び基準

###### 1 調査基準価格

- (1) 土木系 5 工事〔土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く。）、舗装、塗装及び造園〕並びに鋼構造物並びに土木経費で積算する電気・電気通信・機械器具設置工事（以下「土木系 5 工事等」という。）

（直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%）×1.1 ※3

- (2) 土木系 5 工事等以外の工事

（直接工事費×9/10×97%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×1/10＋現場管理費）×90%＋一般管理費×68%）×1.1 ※3

※3 ただし、予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内

###### 2 調査内容

- ①その価格により入札した理由
- ②契約対象工事の実施場所付近における手持工事の状況
- ③契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④契約対象工事の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
- ⑤手持資材の状況
- ⑥資材購入先及び資材購入先との関係
- ⑦手持機械数の状況
- ⑧労務者の具体的供給の見通し
- ⑨下請契約の予定者名簿
- ⑩配置予定技術者
- ⑪過去に施工した公共性のある工事名、発注者及び工事成績

- ⑫経営状況
- ⑬建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状態
- ⑭安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
- ⑮安全衛生管理体制（点検計画）
- ⑯安全衛生管理体制（仮設設置計画）
- ⑰安全衛生管理体制（交通誘導員計画）
- ⑱上記のほか、必要な事項
- ⑲誓約書
- ⑳積算内訳書（法定福利費を明示）

### 3 専任技術者の追加

低入札価格調査を経て契約を締結したときは、配置予定技術者を専任とするとともに、同等の資格等を有する技術者を専任として1人追加

## 労働者の労働環境の確認

### I 対象工事

低入札価格調査を経て契約締結となった工事全て

### II 確認対象の労働者

当該工事に係る労働者及び下請負者等が存在する場合は当該下請負者等を含む労働者の労働環境

### III 確認方法

契約締結後、すみやかに事業者から労働環境報告書の提出を求め、この確認を行う。

## 失格判断基準

### I 対象金額

予定価格 5,000 万円以上の全工事

ただし、予定価格が1億円以上の総合評価落札方式の標準型を採用する場合は対象としない。

### II 対象工事及び基準（失格判断基準）

#### 1 土木系 5 工事等

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+  
一般管理費×40% ※4

#### 2 土木系 5 工事等以外の工事

直接工事費×9/10×97%+共通仮設費×90%+（直接工事費×1/10+  
現場管理費）×90%×0.8+一般管理費×40% ※4

※4 ただし、入札書比較価格の7.5/10～9.2/10の範囲内

(2) 最低制限価格制度【変更】

I 対象金額

- 1 予定価格 **200 万円超** 5,000 万円未満

II 対象工事及び基準（最低制限価格）

- 1 土木系 5 工事等

$(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 68\%) \times 1.1$  ※5

- 2 土木系 5 工事等以外の工事

$(\text{直接工事費} \times 9/10 \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 1/10 + \text{現場管理費}) \times 90\% + \text{一般管理費} \times 68\%) \times 1.1$  ※5

※5 ただし、予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内

## 4 予定価格等の公表

(1) 予定価格

建設業者の技術力や経営力による適正な競争入札を実施するとともに、入札手続きにおける透明性を確保するため、予定価格を公表しています。

①「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」を除く工種については、総合評価落札方式で実施する 5,000 万円以上の案件を事後公表としています。

②上記以外の工種の工事を事前公表としています。

(2) 低入札価格調査制度における調査基準価格

入札手続きにおける透明性を確保するため、低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格判断基準並びに最低制限価格制度における最低制限価格について、事後公表しています。

(3) 総合評価落札方式における加算点

総合評価落札方式において、入札手続きにおける透明性を確保するとともに、入札参加者の技術力向上を図るため、入札金額のほか、「施工能力」、「企業能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域要件」の項目から構成される加算点（技術評価点）の「合計」及び「内訳（「施工能力」など評価項目ごとの合計）」を公表しています。

## 5 入札参加資格審査にかかる主観的事項審査項目の見直し【変更】

岐阜市の重点施策である「SDGs」及び「ワークダイバーシティ」を推進するとともに、地域に貢献する事業者を適切に評価するため、主観的事項審査の評価項目に「SDGsの達成に向けた取組状況」及び「ワークダイバーシティの取組状況」を新たに追加します。

また、「ISO 認証取得」の評価基準を改めることとします。

### (1) SDGsの達成に向けた取組状況（新設）

前年の12月31日現在、岐阜県の制度であるぎふSDGs推進パートナー登録制度実施要綱<sup>※6</sup>に基づきゴールドパートナーに登録されている場合は10点、シルバーパートナーに登録されている場合は5点加点します。

※6 制度の詳細は、岐阜県清流の国推進部SDGs推進課又は岐阜市企画部未来創造研究室まで。

### (2) ワークダイバーシティの取組状況（新設）

#### ア 多様な人材による柔軟な働き方等の推進（新設）

前年の12月31日現在、岐阜市ワークダイバーシティ賛同企業公表制度実施要領<sup>※7</sup>に基づき、賛同企業として公表の決定を受けている場合は、10点加点します。

イ 新設の評価基準である「多様な人材による柔軟な働き方等の推進」に、既設の「障がい者雇用状況」「共育・女性活躍推進」「保護観察対象者等の雇用状況」を併せ、**加点合計は1業者あたり35点を限度**とします。

※7 制度の詳細は、岐阜市経済部労働雇用課まで。

### (3) ISO 認証取得（変更）

評価基準のうち、「ISO9000 シリーズ」を「ISO9001」に改めます。

詳細は、市ホームページ掲載の「建設工事業者の主観的事項審査について」及び「岐阜市競争入札参加資格審査(建設工事)に係る主観的事項審査要領」を参照してください。

(<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005574/1031946.html>)

なお、以上の審査項目は、令和7年12月31日現在の状況で評価し、令和8年4月1日以降に発注（公告）する案件から適用します。

## 6 建設工事に配置する技術者の取扱い

建設業者の人材が不足する中、人材を有効に活用し、公共工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、次の取り組みを行います。

### (1) 建設工事に配置する技術者の要件緩和【変更】

工事現場への専任を要する主任技術者や常駐が義務づけられている現場代理人について、下表の要件<sup>※8</sup>を満たしたときは、その専任又は常駐義務を緩和します。

令和7年度より、**現場代理人の常駐義務を緩和**することとし、要件の一つである「**請負金額の合計**」を4,000万円未満から**4,500万円未満**に引き上げます。

**【令和7年4月1日から適用】**

|       | 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主任技術者 | 次の要件をすべて満たす工事の兼務を認めます。(原則2件まで)<br>・岐阜市(上下水道事業部及び市民病院を含む)発注の工事<br>・一体性や連続性が認められる工事又は工事間の相互調整を有する工事<br>・工事現場の相互距離が10 km程度の工事                                                                                                                                              |
| 現場代理人 | 各々の要件を満たす場合は常駐義務を緩和します。<br>① 一体性や連続性が認められる工事又は工事間の相互調整を有する工事かつ工事現場の相互距離が10 km程度の工事(原則2件までとし、岐阜市(上下水道事業部及び市民病院を含む)発注の工事に限る。)<br>② 次の要件をすべて満たす2件の工事<br>・岐阜市(上下水道事業部及び市民病院を含む)発注の工事<br>・ <b>請負金額の合計が4,500万円未満</b> である<br>・直近2年の工事成績評定点平均が70点以上<br>③ 工事現場の運営等に支障がないと判断できる工事 |

※8 詳細は、市ホームページに掲載の通知を参照

### (2) 余裕期間制度の実施

受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、また、工事開始日前に建設資材の調達や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において余裕期間制度を実施しています。

#### ア 余裕期間制度

発注者が工事開始日を指定し、全工期の30%かつ4か月を超えない範囲で契約締結日から工事開始日の前日までを余裕期間として設定する制度

#### イ 対象工事

- ・一般競争入札に付され、入札公告で余裕期間があらかじめ設定された工事
- ・指名競争入札に付され、指名通知で余裕期間があらかじめ設定された工事
- ・当該年度内での全体工期を確保できる工事<sup>※9</sup>

#### ウ 技術者の配置

余裕期間中、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は不要

※9 あらかじめ債務負担行為を設定するなどして発注する、複数年度の工事を含む

## 7 その他

### (1) 前払金制度

- ア 対象金額 設計金額 500 万円以上  
イ 限度額 請負金額の 4 割以内 ※10

※10 所定の要件を満たした場合、請負金額の 10 分の 2 以内、かつ既に支払った前払金との合計金額の 10 分の 6 以内で中間前払金を請求することができる

### (2) 工事費内訳書の提出【変更】

**建設工事の入札の際には工事費内訳書の提出**を求めています。少額随意契約の基準額を見直したことにより、提出を求める工事費内訳書の基準額を、予定価格 130 万円超から**予定価格 200 万円超**に見直します。

#### 【令和 7 年 4 月 1 日から適用】

なお、以下の場合は、入札を原則無効とします。

- ・入札書に内訳書が添付されていない場合
- ・入札業者の「所在地」「商号又は名称」「代表者職氏名」に誤記がある場合
- ・「工事名」「工事場所」に誤記がある場合
- ・入札金額と内訳書の総額に著しい相違がある場合 等

### (3) 建設業者の社会保険等未加入対策

#### ア 対策内容

- ① 社会保険等未加入建設業者※11の入札参加を認めません。
- ② 社会保険等未加入建設業者との下請（二次以下の下請け含む）契約を禁止します。
- ③ すべての建設工事において、違反して未加入業者と下請契約した元請業者に対して、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく措置等を講じます。

※11 「社会保険等未加入建設業者」とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者を指し、当該届出の義務がない者を除く

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

### (4) 発注見通しの公表

令和 7 年度も予定価格 250 万円以上の公共工事の発注見通しを公表します。



## 委託業務

### 8 一般競争入札の拡大【変更】

委託業務における競争性及び手続きの透明性を高めるため、一般競争入札の対象を拡大します。

現在、「**建設工事に係る委託業務**」※12「**その他委託業務**」ともに、設計金額1億円以上の案件を一般競争入札の対象としていますが、令和7年度より、**一般競争入札の対象金額を設計金額4,500万円以上**とします。

**【令和7年4月1日以降に発注（公告）する案件から適用】**

※12 「建設工事に係る委託業務」とは、測量業務、建築コンサルタント業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び工事監理業務を指します。

### 9 低入札価格調査制度等

#### (1) 低入札価格調査制度【変更】

委託業務において、ダンピング受注を防止し、適正履行及び業務の品質確保を図る目的で、低入札価格調査制度を導入していますが、より適切に運用するため、「**建設工事に係る委託業務**」においては、**低入札価格調査基準及び失格判断基準の算定式を見直し**ます。

なお、建設工事と同様に、「岐阜市公契約条例に基づく労働環境の確認」、低入札価格調査対象者からの「過去2年分の財務諸表の提出」を求めます。（詳細はP.3参照）

**【令和7年4月1日以降に発注（公告）する案件から適用】**

#### 低入札価格調査

##### (1) 対象金額等

予定価格500万円以上の委託業務

##### (2) 調査内容

- ①入札金額を決定するに至った積算の根拠
- ②仕様書の誤解又は積算落ちの有無
- ③市設計金額とかい離している項目の考え方又は根拠
- ④材料調達に関すること
- ⑤工法、特殊技術等業務履行管理に関すること
- ⑥前各号に掲げるもののほか、必要な事項

##### (3) 調査基準価格

###### ①建設工事に係る委託業務

**別表1**に掲げる費用の合額×1.1

ただし、予定価格の6/10～**8.1/10**〔変更前 6/10～8.0/10〕の範囲内

（測量調査業務は6/10～8.2/10、地質調査業務は2/3～8.5/10）

## ②その他委託業務

業務原価×80%×1.1

ただし、予定価格の6/10～7/10の範囲内

業務原価<sup>※13</sup>などの費用の積算内訳が明確でないものは予定価格×0.6

### 労働者の労働環境の確認

#### I 対象委託業務

低入札価格調査を経て契約締結となった委託業務全て

#### II 対象範囲

当該委託業務に係る労働者及び、再委託業者等が存在する場合は  
当該再委託業者等を含む労働者の労働環境

#### III 確認方法

契約締結後、すみやかに事業者から労働環境報告書の提出を求め、  
この確認を行う。

### 失格判断基準

#### (1) 対象金額等

予定価格 500 万円以上の委託業務

#### (2) 失格判断基準

##### ①建設工事に係る委託業務

別表2に掲げる費用の合計額

ただし、入札書比較価格の6/10～**8.1/10** [変更前 6/10～8.0/10] の範囲内

(測量調査業務は6/10～8.2/10、地質調査業務は2/3～8.5/10)

##### ②その他委託業務

業務原価×72% (調査基準価格(税抜)×0.9)

ただし、入札書比較価格の5/10～6.3/10の範囲内

業務原価などの費用の積算内訳が明確でないものは入札書比較価格×0.5

※13 業務原価

業務実施において必要となる、人件費や物  
品費、現場の管理費などの直接的費用のこ  
とで、企業の維持費や利益などの一般管理  
費を除いたもの

【別表1】低入札調査基準

| 業務区分            | ①       | ②                    | ③                                               | ④                                                  |
|-----------------|---------|----------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 測量業務            | 直接測量費の額 | 測量調査費の額              | 諸経費の額に<br><b>10分の5</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の4.8] | —                                                  |
| 建築コンサルタント業務 ※14 | 直接人件費の額 | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に<br>10分の6を乗じて得た額                       | 諸経費の額に<br>10分の6を乗じて得た額                             |
| 建設コンサルタント業務     | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に<br>10分の9を乗じて得た額                        | 一般管理費等の額に<br><b>10分の5</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の4.8] |
| 地質調査業務          | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額                         | 諸経費の額に<br><b>10分の5</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の4.8]    |
| 補償コンサルタント業務     | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に<br>10分の9を乗じて得た額                        | 一般管理費等の額に<br><b>10分の5</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の4.5] |

※14 工事監理業務は、建築コンサルタント業務の算定式を用いる。

【別表2】失格判断基準

| 業務区分            | ①       | ②                    | ③                                               | ④                                                    |
|-----------------|---------|----------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 測量業務            | 直接測量費の額 | 測量調査費の額              | 諸経費の額に<br><b>10分の3</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の2.8] | —                                                    |
| 建築コンサルタント業務 ※14 | 直接人件費の額 | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に<br>10分の5を乗じて得た額                       | 諸経費の額に<br>10分の4.5を乗じて得た額                             |
| 建設コンサルタント業務     | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に<br>10分の9を乗じて得た額                        | 一般管理費等の額に<br><b>10分の2.7</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の2.5] |
| 地質調査業務          | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額                         | 諸経費の額に<br><b>10分の3</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の2.8]      |
| 補償コンサルタント業務     | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に<br>10分の9を乗じて得た額                        | 一般管理費等の額に<br><b>10分の2.5</b> を乗じて得た額<br>[変更前 10分の2]   |

※14 工事監理業務は、建築コンサルタント業務の算定式を用いる。

(2) 最低制限価格制度

予定価格 500 万円未満の委託業務の入札において、ダンピング防止の対策のため、最低制限価格制度を導入しています。

令和 7 年度も引き続き同様の基準で最低制限価格制度を実施します。

(1) 対象金額等

予定価格 250 万円以上 500 万円未満のすべての委託業務

(2) 最低制限価格

業務原価 $\times 80\% \times 0.9 \times 1.1$

ただし、予定価格の 5/10~6.3/10 の範囲内

業務原価などの費用の積算内訳が明確でないものは予定価格 $\times 0.5$

## 10 その他

(1) 岐阜市公契約条例における労働環境の確認

岐阜市公契約条例の制定に伴い、予定価格 500 万円以上の委託業務の案件を予定価格の 80% 未満の価格で契約締結した事業者に対して、引き続き労働環境報告書の提出を求めることとし、対策の強化を行います。

(2) 前払金制度

- ① 対 象 建設工事に係る委託業務のうち設計金額 300 万円以上の案件
- ② 限度額 請負金額の 3 割以内

(3) 予定価格等の公表

建設工事に係る委託業務において、入札手続きにおける透明性を確保するため、予定価格、低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格判断基準、並びに最低制限価格について事後公表しています。

(4) 発注見通しの公表

令和 7 年度も予定価格 100 万円以上の公共工事に関する調査等の発注見通しを公表します。

## 物品調達

### 1.1 一般競争入札

物品調達における競争性及び手続きの透明性を高めるため、設計金額 3,000 万円以上について一般競争入札を実施します。

また、設計金額 1,000 万円以上又は設計金額 1,000 万円未満であっても一般競争入札を希望する案件の中から抽出し決定した案件については、試行的に一般競争入札を実施します。

## 共通

### 1.2 少額随意契約の基準額等の見直し【変更】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（別表第 5）の改正に伴い、岐阜市契約規則第 28 条に定める少額随意契約の基準額を、別表 3 のとおり引き上げます。

【令和 7 年 4 月 1 日から適用】

【別表 3】岐阜市契約規則第 28 条に定める少額随意契約の基準額

| 契約の種類            | 改正前    | 改正後    |
|------------------|--------|--------|
| 1 工事又は製造の請負      | 130 万円 | 200 万円 |
| 2 財産の買入れ         | 80 万円  | 150 万円 |
| 3 物件の借入れ         | 40 万円  | 80 万円  |
| 4 財産の売払い         | 30 万円  | 50 万円  |
| 5 物件の貸付け         | 30 万円  | 30 万円  |
| 6 前各号に掲げるもの以外のもの | 50 万円  | 100 万円 |

なお、少額随意契約の基準額及びその他関連する基準額を含む例規等については、次のとおりです。

- ・岐阜市契約規則
- ・岐阜市工事請負契約等事務処理要綱
- ・岐阜市最低制限価格制度実施要領
- ・岐阜市随意契約ガイドライン